TAINS
Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS解体新書

家族名義預金の帰属を巡る裁決 －原資が特定できない場合等－

依田孝子［大森］

はじめに

家族名義の預貯金は、その帰属についてのトラブルが多いようです。今回は、被相続人と配偶者との収入が混在している預貯金等の帰属、子供名義の預金に係る贈与契約の成立時期などについて争われた裁決をご紹介します。

Ⅰ　被相続人と配偶者との収入が混在していた預貯金等

令4.2.15公表裁決
（全部取消し）Ｊ126－３－04

＜事案の概要＞

この事案は、原処分庁が、相続税の申告書に計上された被相続人及びその家族名義の各預貯金の口座から出金された現金並びに家族名義の預貯金（本件現金等）は相続財産であるとして更正処分等を行ったことから、請求人らが、その取消しを求めたものです。

＜審判所の判断＞

審判所では、次のとおり判断し、本件現金等は被相続人に帰属する相続財産とは認められないとして、更正処分等の全部を取り消しました。

① 被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、当該財産又はその原資の出えん者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することとなった経緯等を総合勘案して判断するのが相当である。

② 被相続人の長男は、申告計上預貯金口座から引き出された多額の現金の行方が不明であったことから、被相続人及び配偶者の過去の収入等を考慮し、両者の資産形成への貢献度を検討した上、口座名義にかかわらず、被相続人名義の預貯金の残高47,529,896円に家族名義の預貯金141,540,195円及び申告計上現金6,000,000円を加算した金額（195,070,091円）を相続税の申告書に計上して、申告を行った。

③ 申告計上預貯金口座は、㋑その預貯金口座で管理運用されていた預貯金の原資が特定できないこと、㋺申告計上預貯金と出金された現金を合わせると約３億円に近い金額となり、地方公務員であった被相続人の生涯収入から合理的に推認される金額よりも多額であり、不自然な点があること、㋩配偶者も収入を得ていたと認められること、㋥相続開始日までに、子・孫名義の各預金が贈与された事実もないこと等の事情からすると、本件現金等は、被相続人及び配偶者が得た各収入が混在したものである可能性を否定できない。

④ このような場合、本件現金等を被相続人と配偶者との収入比率を用いてあん分する方法（原処分庁の主張）で、いずれに帰属するものであるかを推認することにも一定の合理性が認められる。しかし、本件においては、被相続人及び配偶者の各生涯収入の金額を確認できず、客観的合理性を有するあん分計算の方法により本件現金等の帰属を決定することはできない。

⑤ 申告計上現預金の合計額である約２億円に近い預貯金及び現金は、被相続人と配偶者との収入が混在して形成された金融資産のうち、被相続人に帰属する部分の財産として、請求人らの合意によりあん分されたものと認められる。

⑥ 申告計上現預金の額を超えて、本件現金等についても、被相続人に帰属する相続財産として存在していたものと断定することはできない。

Ⅱ　贈与契約の成立時期

令3.9.17公表裁決
（一部取消し）Ｊ124－２－05

＜事案の概要＞

被相続人（平成29年１月死亡）は、生前、平成13年８月吉日付で、４人の子供（妻との子Ｊ、Ｋ及びＬとの子Ｍ、請求人）に、毎年一定の金額（贈与税のかからない範囲）を贈与する旨を記した贈与証を作成しました。Ｌは、被相続人の依頼により、子ら名義口座を開設し、それぞれの口座に、平成13年から平成24年まで、年一度、被相続人名義普通預金口座から現金を出金し、一定の金額を入金しました。

この事案の主な争点は、被相続人からＪに対しＪ名義口座に係る財産が贈与された時期（相続開始前３年以内の贈与）、請求人名義預金は、相続財産に含まれるか否かです。

＜審判所の判断＞

審判所では、次のとおり判断し、更正処分等の一部を取り消しました。

１　Ｊ名義口座に係る財産

① 贈与は、当事者の一方（贈与者）が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方（受贈者）が受諾することによってその効力を生ずる（民法第549条）。

② 贈与証は、被相続人が、平成13年８月以降、子らに対して、それぞれ毎年一定の金額を贈与する意思を表明したものと認められる。

③ しかしながら、贈与証には、受贈者の署名押印はなく、Ｊは、相続税の調査開始後まで贈与証の存在を認識していなかったことからすると、贈与証の存在のみをもって、直ちに、被相続人とＪとの間で、被相続人による毎年のＪ名義口座への入金に係る贈与が成立していたと認めることはできない。

④ Ｊ名義口座は、被相続人により開設され、平成27年８月まで被相続人自身の支配管理下に置かれていたものと認められるから、Ｊ名義預金は、被相続人に帰属する財産であったと認めるのが相当である。

⑤ 被相続人は、平成27年８月、Ｊに対し、Ｊ名義預金の残高全額を払い出した金員を手渡し、Ｊはそれを受領していることから、被相続人とＪの間においては、平成27年８月に、金員に係る贈与が成立するとともに、その履行がされたものと認めるのが相当である。

２　未成年の子供名義の預金

① Ｌ（請求人の母）は、被相続人から贈与証を預かるとともに、被相続人の依頼により子ら名義口座に毎年一定の金額を入金し、さらに請求人名義預金の通帳を請求人に渡すまでの間、管理していたことが認められる。

② 請求人は、平成13年当時は未成年であった。そして、民法第824条《財産の管理及び代表》の規定により、Ｌは、請求人が成年に達するまでは、請求人の法定代理人として、その財産に関する法律行為についてその子を代表し、その財産を管理する立場にあったと認められる。

③ そうすると、Ｌは、平成13年当時、請求人の法定代理人として、被相続人からの贈与証による贈与の申込みを受諾し、その結果、平成13年から平成24年に至るまで、当該贈与契約に基づき、その履行として、Ｌが管理する請求人名義口座に毎年一定の金額が入金されていたものと認めるのが相当である。

④ 被相続人と請求人との間においては、平成13年当時、贈与証に基づく贈与契約が有効に成立していると認められる。

⑤ したがって、請求人名義預金は、平成13年の口座開設当初から、請求人に帰属するものと認められるから、相続財産には含まれない。

おわりに

TAINSで、上記の裁決を検索する場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「名義預金」、「預貯金」などの検索ワードを入力します。

なお、令和３年９月17日裁決の関連裁決として、妻、子Ｊ及び子Ｍが審査請求した裁決（Ｊ124－２－02、Ｊ124－２－03、Ｊ124－２－04）も収録されていますので、併せてご利用ください。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL　03（5496）1195